

平成25年度 第15回庁議要旨

日時：平成25年11月7日（木）

午前9時30分～

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻駅周辺整備計画について（復興政策部）

東日本大震災で被災した石巻市立病院が石巻駅前に建設されることに伴い、石巻駅周辺地域は、行政機能、医療機能、交通機能が集積する石巻市の中心として、今後の災害時においても都市機能を維持した防災拠点としての役割を担っていく必要がある重要な地域となることから、この地域を東日本大震災からの復興を先導し、かつ今後の災害に備えた防災拠点としてさらに強化するために必要な機能を持った施設整備についての計画を定めるもの。

(1) 主な内容

石巻駅周辺は、鉄道、バス、タクシー等の交通結節点であり、平成28年度には市立病院が開院し、行政及び医療、交通の拠点となる場所である。

これに加えて

ア ICTを活用した防災拠点機能として（仮称）防災センター

イ 高齢化社会に対応するための地域包括ケアを展開する拠点機能として（仮称）ささえあいセンター

ウ これらの機能をバックアップするために必要な道路、交流広場等のインフラ機能を整備し、安全と安心を市民に与える拠点形成を行うもの。

(2) 今後の予定

ア 都市計画関係

(ア) 平成26年3月 都市計画決定（拠点）

(イ) 平成26年6月 事業計画認可

(ウ) 平成26年12月 都市計画決定（拠点以外）

イ 市立病院・駐車場

(ア) 平成25年度～平成26年度 基本・実施設計

(イ) 平成26年度～平成27年度 建設工事

ウ 防災センター・ささえあいセンター（拠点）

(ア) 平成25年度 基本構想・基本計画

(イ) 平成26年度 実施設計

(ウ) 平成27年度 建設工事

エ 周辺道路・歩行者デッキ・交流広場・駐輪場（拠点）

(ア) 平成25年度 基本・予備設計

(イ) 平成26年度 実施設計

(ウ) 平成27年度 工事

オ 駅周辺道路（拠点以外）

(ア) 平成26年度 測量・予備設計

(イ) 平成27年度 詳細設計

(ウ) 平成28年度～平成29年度 用地補償

2 消費税及び地方消費税引上げに伴う使用料・手数料等の取扱いについて（財務部）

平成26年4月1日からの消費税率の引上げに伴い、本市の使用料・手数料についても、公共下水道使用料等について消費税が課税されており、また、非課税扱いとなっているものであっても、光熱水費や委託料など歳出増加に合わせた適正な金額に改正することが必要であることから、基本方針を定めるもの。

(1) 主な内容

ア 条例等で消費税率を乗じると定めているもの、及び「石巻市病院事業使用料及び手数料条例」等のうち、消費税額を加算して金額を定めている使用料・手数料等については、来年4月の消費税引上げ時に合わせ改正を行う。来年度以降の消費税引上げ時についても同様の扱いとする。

イ その他の使用料・手数料等については、今後の歳出の増加等を踏まえ、新たな行財政運営プランと連動させながら検討していく。

(2) 今後の予定

ア 平成25年第4回定例会に一部改正条例を提案

イ 施行期日 平成26年4月1日

3 石巻市河北歯科診療所の廃止及び無償貸付について（河北総合支所・健康部）

行政による地域住民への安定的な歯科診療の提供という診療所開設当初の目的は、民間歯科医院の新規開業や旧石巻市内への患者の流出等により既に達成されていることから、河北歯科診療所を平成25年度末で廃止しようとするもの。また、現歯科医師に同診療所を5年間無償貸付しようとするもの。

(1) 主な内容

河北歯科診療所は、平成26年3月31日をもって廃止するものとする。

また、現歯科医師は、退職後も独力で診療所を継続し、診療を通して地域貢献したいとの思いをもっていることから、現診療所を5年間、無償貸付するもの。

ア 河北歯科診療所の無償貸付概要

(ア) 所在地 石巻市相野谷字旧会所前10番地

(イ) 開所 平成元年4月

(ウ) 施設規模 敷地面積：340.94㎡ 建築面積：130.70㎡

構造：木造平屋建て 建築年月：平成元年3月

(エ) 貸付期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(オ) 貸付先 現診療所長 歯科医師 及川 充

(2) 今後の予定

ア 平成25年市議会第4回定例会に関連議案を提案

イ 平成26年3月31日 河北歯科診療所廃止

ウ 同年4月1日 現歯科診療施設の無償貸付契約締結

4 鮎川南立体駐車場、鮎川観光栈橋駐車場及び鮎川海岸駐車場の廃止について（牡鹿総合支所・建設部）

東日本大震災により、鮎川観光栈橋駐車場及び鮎川海岸駐車場は舗装盤が剥離するなど壊滅的な被害を受け、鮎川南立体駐車場は鉄骨構造のため津波による大きな被害はなかったものの料金システム等の機器類が全て被災したことから、現有施設の復旧は困難であると判断し、鮎川南立体駐車場ほか2駐車場を廃止するもの。

(1) 施設の概要

ア 鮎川南立体駐車場

(ア) 平成16年3月完成

(イ) 構造 1層2段鉄骨造

(ウ) 床面積 1,467.19㎡

イ 鮎川観光栈橋駐車場 面積1,376.00㎡

ウ 鮎川海岸駐車場 面積1,544.00㎡

(2) 今後の予定

ア 平成25年市議会第4回定例会に一部改正条例を提案

イ 施行期日 公布の日

5 石巻市斎場の指定管理者について（生活環境部）

指定管理者制度を導入し民間手法を取り入れ、より効果的・効率的な管理運営を行い、かつ、利用者への高質で安定したサービスの提供を図るもの。

(1) 主な内容

ア 選定委員会による指定管理者候補団体の選定

石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条に規定する指定管理者候補となる団体の選定を厳正かつ公正に行うため、選定委員会を設置。

選定委員会は委員7名により構成。事業計画等についての書類審査、申請者によるプレゼンテーション並びにヒアリングを実施し、採点方式により、第1順位の「石巻市斎場管理グループ」について指定管理者候補となる団体として選定した。

※ 石巻市斎場管理グループは、3団体でグループを結成して申請したもので、代表構成団体が「株式会社清月記」、他の構成団体が「同和興業株式会社」及び「富士建設工業株式会社」となっている。

イ 指定管理の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

(2) 今後の予定

ア 平成25年市議会第4回定例会に関連議案を提案

イ 平成26年3月 基本協定締結

ウ 同年4月 年度協定締結、指定管理者による業務開始

6 石巻市学習等供用施設釜会館の指定管理者の指定について（生活環境部）

平成18年度から平成22年度の5年間、石巻市学習等供用施設釜会館管理運営委員会が指定管理者として管理運営を行っており、平成23年度からも同委員会が指定管理者となることで議決されていたが、東日本大震災により同施設が被災・使用不能となったため指定を取り消していた。

町内会から釜会館の早期再開の要望書が提出され、地域コミュニティ再構築の場が必要と判断し平成26年4月に供用を再開することとしたことから同委員会を指定管理者として指定しようとするもの。

(1) 主な内容

ア 施設名 石巻市学習等供用施設釜会館

(所在地：石巻市築山三丁目6番28号)

イ 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

ウ 選 定 候 補 者 石巻市学習等供用施設釜会館管理運営委員会 委員長 泉 久治
エ 選 定 方 法 非公募
オ 選 定 理 由

(ア) 平成18年度から平成22年度の5年間については、同委員会が指定管理者として管理運営を行い、極めて良好な管理運営実績であった。

(イ) 地区住民が徐々に戻ってきていることで同委員会による管理運営が可能となってきた。

(ウ) 地域の現状を踏まえた管理運営を行うことができ、きめ細かなサービスの提供ができる。

(エ) 地域集会所としての性格が強い同施設は、同委員会が管理運営することが適任であることから指定管理者候補者として選定する。

カ 指定管理料 参考額 1年間 1,307,520円
5年間 6,537,600円

(2) 今後の予定

平成25年市議会第4回定例会に関連議案を提案

7 石巻市東部地区医療施設整備促進補助金制度の創設について（健康部）

市東部地区（湊、渡波、稲井、荻浜、田代、大川、雄勝、北上、牡鹿地区）は、震災前から医療体制の弱体化が進行しており、また、震災により2病院4診療所が廃止となるなど、東部地区と東部地区以外の医療体制の格差が拡大していることから、市東部地区への民間病院及び民間診療所（医科に限る）の誘致を促進し地域医療体制を確保するために、病院、診療所を新設する医師又は医療法人に対する医療施設整備促進補助金制度を創設するもの。

(1) 主な内容

震災後、被災地の医師不足が進行する中で、医療体制の脆弱な東部地区への医療施設（医科に限る）の誘致を促進し地域医療体制を確保するために、石巻市東部地区医療施設整備促進補助金交付要綱を制定する。

ア 補助対象者 病院、診療所を新設する医師又は医療法人

イ 補助対象地域 湊、渡波、稲井、荻浜、田代、大川、雄勝、北上、牡鹿地区

ウ 補助対象事業 病院、診療所の用地購入費に対し補助を行う。

エ 補助金額 対象事業費の1/2以内の額とし、1か所当たりの上限は5千万円とする。

オ 補助事業期間 平成26年度から平成32年度まで（震災復興計画期間内）

(2) 要綱の施行期日 平成26年4月1日

8 石巻市子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金について（福祉部）

待機児童の早期解消のため、保育所の整備等によって量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士の確保が課題となっていることから、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ補助金を交付することにより、保育士の安定した確保を図るもの。

(1) 主な内容

保育士の人材確保対策を推進する一環として、平成25年度に保育士等の処遇改善に取り組む保育所へ補助金を交付する。

ア 補助対象 民間認可保育所（市内7施設）

イ 補助内容

「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」における「安心こども基金管理運営要綱」で定める事業費単価に基づき算出した補助基準額を上回る処遇改善（保育士等の給与）を行った場合に、補助基準額と同額の補助金を交付するもの。（常勤、臨時の区別はなく、また、事務員などの保育士資格が無い職員の処遇改善を行った場合も、事業対象となる。

ウ 事業期間 要綱制定から平成26年3月31日

(2) 今後の予定

ア 平成25年第4回定例会に関係補正予算を提案

イ 平成25年12月 「石巻市子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金交付要綱」を制定

ウ 平成26年 3月 補助金交付

9 石巻市民会館及び市民プール跡地への産業用地の整備について（産業部）

－継続審議－

10 漁業集落排水処理施設の被災後の汚水処理方針について（建設部）

月浦・侍浜地区の排水処理は、漁業集落排水事業により月浦に整備した処理施設を両地区が供用して運用してきたが、高台への住宅移転計画が決定し、造成工事も開始したことから、移転先団地の汚水処理を含めた集落全体の排水処理方針を決定するもの。

(1) 主な内容

以下の理由から、集落排水事業を継続し、処理施設は集落ごとに2か所設置する。

ア 侍浜は既設管渠や排水設備の被害は少ない（ほとんどが再利用可能）。

イ 月浦の残存住家2戸は、急傾斜地にあり敷地も狭隘で、代替の浄化槽設置が困難である。

ウ 廃止することにより漁業集落排水事業特別会計事業債の償還が生じる（約1億3千万円）。

エ 今後の再建戸数から、処理計画量は大幅に減少する（現行240人→160人）。

オ 圧送ポンプを再度設置するよりも、集落ごとに排水処理施設設置の方が工事費は安価である。

カ 新排水処理施設設置後の経費は、1処理施設案よりも2処理施設案の方が安価となる。

(2) 今後の予定

ア 平成26年3月 工事概要住民説明

イ 石巻市漁業集落排水処理施設条例は、施設設置と合わせて改正予定

11 石巻市複合文化施設基本構想検討委員会の設置について（教育委員会）

復興のまちづくりに当たり、芸術鑑賞や文化活動など、市民の心の豊かさを育む拠点施設として、石巻市震災復興基本計画に基づき整備する、博物館機能及び文化ホール機能を有する施設について、復興のシンボルとして位置づけるとともに、複合文化施設の基本構想の策定に関し、必要な事項を調査及び検討するため、石巻市複合文化施設基本構想検討委員会を設置するもの。

(1) 主な内容

ア 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、別に組織する石巻市複合文化施設整備市民検討委員会の調査及び検討結果を踏まえ、基本構想案を検討するものとする。

(ア) 複合文化施設の機能に関すること。

(イ) 複合文化施設の内容に関すること。

(ウ) 複合文化施設の設置場所に関すること。

イ 委員予定者

復興政策部復興政策課長、総務部管財課長、財務部財政課長、復興事業部基盤整備課長、生活環境部環境課長、健康部健康推進課長、福祉部福祉総務課長、産業部商工観光課長、建設部都市計画課長、建設部建築課長、教育委員会生涯学習課長

(2) 今後の予定

教育委員会告示として制定する「石巻市複合文化施設整備市民懇談会」と併行しながら、11月上旬に1回目の委員会を開催。以降、随時開催する。

[報告事項]

1 地方税法等の一部改正に伴う個人住民税に係る年金特別徴収制度の見直し等について
(財務部)

地方税法等の一部を改正する法律が公布され、不利益処分等に対する理由の提示、公的年金からの特別徴収制度及び特定公社債等に対する課税方式の見直しなどに伴い、市税においても同様の措置を講ずるもの。

(1) 主な内容

ア 不利益処分等に対する理由の提示

- ・ 申請に対する拒否処分や不利益処分について、当該処分の理由を示さなければならない。
- ・ この改正は、公布の日から適用する。

イ 公的年金からの特別徴収制度の見直し

- ・ 特別徴収対象年金所得者が、賦課期日後に当該市町村の区域外に転出した場合に、一定の要件の下、特別徴収を継続する。
- ・ 年金所得に係る仮特別徴収税額を当該年金所得者に係る前年度分の個人住民税のうち前々年中の公的年金等に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1に相当する額とする。
- ・ この改正は、平成28年10月以後に実施する特別徴収について適用する。

ウ 特定公社債等に対する課税方式の見直し等について

- ・ 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、3%の税率による分離課税とする。
- ・ 一般株式等に譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に分けて規定する。
- ・ この改正は、平成29年度以後の個人住民税に適用する。

(2) 今後の予定・施行期日

ア 平成25年市議会第4回定例会に提案

イ 施行期日 平成28年1月1日

2 「金融機関による住宅再建資金に関する相談会」の開催について（復興事業部）

防災集団移転による新市街地での住宅建築による生活再建を促進することを目的として、「石巻金融団」の協力のもと、集団移転団地での借地による住宅建設に係る金融商品等の紹介及び相談会を行うもの。

(1) 主な内容

ア 開催日程等

- ・ 平成25年11月10日（日） 石巻専修大学体育館
- ・ 第1部：10時～12時30分、第2部：14時～16時30分、
第3部：18時～20時00分

イ 対象者

- (ア) 旧市内の災害危険区域内に震災当時居住していた方(市街地移転を希望する半島部の方含む)
- (イ) その他の東日本大震災で被災し、住宅再建を検討されている方

ウ 周知方法

- (ア) 上記イ(ア)：直接、開催通知を送付
- (イ) 上記イ(イ)：新聞・ラジオにより周知

エ 内容

- (ア) 石巻金融団による防災集団移転（借地）型の住宅ローンの紹介
- (イ) 金融団を構成する各金融機関による各ブースでの商品紹介
- ※ 同時に防災集団移転・がけ近補助金・生活再建補助等のブースを設置

3 復興推進計画（住宅関係）について（復興事業部）

東日本大震災被災者の入居については、被災市街地復興特別措置法（以下「特別措置法」という。）により入居収入基準の緩和が行われているが、特別措置法による緩和措置期間は発災から3年間とされているため、それ以降も引き続き入居収入基準の緩和を行う必要がある場合には、平成26年3月11日までに、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画を策定し承認を得る必要があることから、本年10月10日に宮城県一括申請を行い、10月29日に認定を得たもの。

(1) 主な内容

ア 罹災者公営住宅供給事業

- (ア) 事業期間 平成33年3月11日まで（発災より10年間）
※東日本大震災復興特別区域法に定める最長期間
- (イ) 特別措置の内容
 - ・ 入居資格要件のうち、住宅困窮要件を満たせば、入居可能とする。（収入要件を問わない）
 - ・ 被災者等に賃貸した公営住宅等で引き続き管理することが不適當となったものの譲渡をする場合にあっては、譲渡制限期間を耐用年数の「1/4」から「1/6」に短縮する。
 - ・ 上記における譲渡対価の用途を地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する費用にも充当することができる。

4 予防接種における事故災害補償金額の引き下げについて（健康部）

平成25年10月1日に予防接種法施行令の一部を改正する政令等が施行され、予防接種健康被害救済制度の給付額が引き下げられたことに伴い、全国市長会「予防接種事故賠償補償保険」の保険金額の一部が引き下げられたことから、石巻市予防接種事故災害補償規則で定める補償額を引き下げることとした。

(1) 主な内容

ア 引き下げ理由 物価スライドに伴うもの。

イ 補償金額の変更

- ・死亡補償金 (現行) 42,500,000 円 → (改正) 42,200,000 円
- ・障害の場合 1級 (現行) 42,500,000 円 → (改正) 42,200,000 円
2級 (現行) 28,299,000 円 → (改正) 28,098,000 円
3級 (現行) 21,604,000 円 → (改正) 21,451,000 円

5 石巻市国民健康保険税条例の一部改正について（健康部）

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、関係法令と同様の措置を講ずるため石巻市国民健康保険税条例の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

金融所得課税の一体化等に関する関係法令の改正に伴う所要の規定の整備を行うもの。

ア 「上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例」について、特定公社債の利子を対象に追加

イ 「株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例」について、「一般株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例」と「上場株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例」に改組

(2) 今後の予定・施行期日等

ア 平成25年市議会第4回定例会に提案

イ 施行期日等 平成29年1月1日から施行し、平成29年度以後の年度分について適用

6 石巻市立荻浜小学校の休校措置について（教育委員会）

荻浜小学校は、平成26年度以降、当面（平成29年度まで）児童の在籍が見込めない状況であるが、平成30年度には就学予定の児童が学区内におり、さらに、同学区内における防災集団移転促進事業の本格化、桃浦地区での水産業復興特区による産業の復興により、就学児童の増加も期待されることから、平成26年度以降当分の間、休校措置とするもの。

(1) 主な内容

ア 平成26年4月1日より荻浜小学校を休校とする。

- ・ 休校期間は当分の間（平成26年度から平成29年度までの4年間を見込む。）
- ・ 平成29年度までとしたのは、平成30年度に就学予定の児童が学区内にいるため。

イ 休校措置後も地域住民の緊急時の避難所として施設を管理する。

- ・ 桃浦及び蛤浜地区住民のほか、桃浦地区の水産業従事者の避難場所として引き続き荻浜小学校を避難所として使用するもの。

ウ 地域の生涯学習の振興のため学校の一部施設を開放する。

- ・ 地域に伝わる伝統行事や催し物等の開催場所、漁業体験学校、海浜学校等生涯学習の場とするほか、地域コミュニティの中核施設として学校を開放するもの。
- ・ 開放施設は、体育館、屋外トイレ、屋外水道、校庭、校舎1階会議室
- ・ 施設管理（施設の鍵管理、校舎の定期的な換気、除草等）は、地域住民への委託を予定

7 石巻市立大須中学校の石巻市立大須小学校への間借りについて（教育委員会）

大須中学校は、本校舎が昭和25年度に、特別教室棟が平成5年度に建築されたものであり、本校舎は、かなり老朽化し、補修を繰り返しながら使用している状況にある。また、平成20年度に実施した耐力度調査においても基準値を下回り、改修や改築が必要とされる水準となっていることから、中学校生徒の安全確保を図るため、雄勝地区で整備計画が進行している統合小・中学校開校（H29.4予定）までの暫定措置として、大須中学校を大須小学校に移転（間借り）させるもの。

(1) 主な内容

ア 基本的な考え方

大須中学校の校舎については、耐力度調査の結果に基づき改修や改築が必要な状況にあるが、その一方で雄勝地区では統合小・中学校の整備計画が進行しており、中学校生徒の安全性や当該整備計画を考慮し、雄勝地区小・中学校開校の平成29年4月までの間、暫定的に大須小学校に移転（間借り）する。

イ 大須中学校の現状

(ア) 現校舎 面積：1,250㎡（木造一部2階建て）

うち本校舎は昭和25年度建築、特別教室棟は平成5年建築

(イ) 生徒数：1年1名、2年3名、3年8名、計12名（平成25年10月1日現在）

(ウ) 耐力度調査の結果（平成20年度）：4,895点（木造の場合、5,500点以下は改築の要件に該当）

ウ 大須小学校の現状

(ア) 現校舎 面積：2,468㎡（鉄筋コンクリート造3階建て）

平成13年度建築（新基準の建築物）

児童数：1年2名、2年1名、3年1名、4年2名、5年2名、6年3名、計11名（1・2年、3・4年、5・6年の複式による3クラス）

(イ) その他施設

体育館 面積：1,183㎡（鉄骨造）平成14年度建築

水泳プール 平成14年度建築

エ 施設移転について

大須中学校については、大須小学校の2階に間借りすることとし、特別教室、体育館等については、大須小学校と共同使用する。

[その他]

1 環境フェア2013の開催について（生活環境部）

環境フェア2013が次のとおり開催することとなった旨、生活環境部から報告があった。

- (1) 開催日時 平成25年11月24日（日）午前10時から午後3時まで
- (2) 開催場所 市役所5階市民サロン及び議場
- (3) 開催内容
 - ・花の種プレゼント
 - ・スタンプラリー
 - ・まちや川をきれいにするポスター展示 ほか

2 第12回石巻かきまつりの開催について（産業部）

第12回石巻かきまつりが次のとおり開催することとなった旨、産業部から報告があった。

- (1) 開催日時 平成25年11月23日（土）午前9時30分から午後2時まで
- (2) 開催場所 石巻市総合運動公園
- (3) 開催内容
 - ・生かき等の販売
 - ・石巻市立荻浜小学校演舞浜っ子太鼓、同東浜小学校演舞獅子風流 ほか

以上